



マイナンバー制度が始まります

マイナンバーは、住民登録のある方全員に配られる12ケタの番号で、社会保障、税、災害対策分野の行政サービスに利用され、窓口手続きなどが簡素化されます。制度の運用は平成28年1月から開始します。これに先立ち市内では10月末から通知カードを送付します。不正に利用される恐れがある場合を除き変更することができませんので大切にしてください。

問市民課・内線1360

10月1日(木)から、夕焼け小焼けのチャイムは午後4時30分に変更します(防災課)

通知カードを各家庭にお送りします

10月末から順次、世帯ごとに簡易書留で通知カードを送付します。通知カードはマイナンバーが記載された大事なカードです。

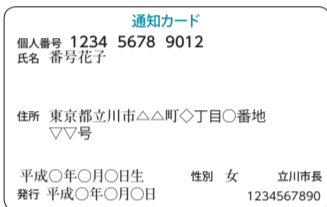


通知カード受取時のご注意

通知カードは住民登録のある住所地に転送不要の簡易書留で送られます。引っ越しなどにより実際に住んでいるところと住民登録が異なっている方は、通知カードを受け取ることができません。速やかに正しい住所地に転入転出の届出を行ってください。

不在通知を受け取った場合は通知に記載された受取方法に従い、必ず通知カードを受け取ってください。

全員に郵送 通知カード



マイナンバーをお知らせするための紙製のカードです。マイナンバー、氏名、住所、生年月日、性別などが記載されますが、身分証明書としての利用はできません。

個人番号カードを希望しない方

通知カードは大切に保管してください

通知カードと引き換え 個人番号カード

個人番号カードを希望する方



希望する方が申請することにより取得できる顔写真・ICチップ付きのカードで、身分証明書として利用することができます。初回の交付手数料は無料です。

個人番号カードの申請方法

個人番号カードを希望する方は通知カードと同封の申請書を書いて、地方公共団体情報システム機構に郵送してください。申請者には平成28年1月以降、市から交付通知書が送られます。くわしくは通知カードと同封の申請書を確認してください。

証明書発行に利用できるカード



平成28年1月からマイナンバー制度運用開始

	個人番号カード	住民基本台帳カード	立川市民カード	印鑑登録証
自動交付機の利用	×	×	○	○ (暗証番号登録をしたカードのみ)
本人確認書類	○	○	×	×
発行手数料	800円 (初回のみ無料)	500円 (電子証明書を発行する場合は別途500円が必要)	無料	既に発行終了
有効期限	約10年間	10年間	転出などで市民でなくなったときまで	
その他	有効期限は発行日から10回目の誕生日まで。20歳未満は5回目の誕生日まで	個人番号カードとの併用はできません。お持ちの方は個人番号カード交付の際に回収します	個人番号カード運用開始後も、印鑑登録証として発行します	窓口での印鑑登録証明書の発行はできません

自動交付機で取得可能な証明書

- 住民票の写し ●印鑑登録証明書
- 課税(非課税)証明書(現年度分のみ)

住民票をお持ちの外国人の皆さんへ

10月末からマイナンバーをお知らせする通知カードが届きますので、大切に取り扱いください。くわしくは、以下のホームページかコールセンターへ。

To Foreign Residents Registered in Japan

A notification card will be sent to your address at or after the end of October including your Individual Number ("My Number"). Keep the card safe. For more information, contact the website or the call center shown below.

敬啓 持有居民票的各位外国人士

从10月底起,将由市区町村寄送的12位数的「个人编号」通知卡,通知卡收到后,请妥善保管。详细请查以下网页或请向电话服务中心查寻。

주민표를 갖고 계신 외국인 여러분에게

10월 말부터 마이 넘버 알림 통지 카드가 도착합니다. 소중히 다루어주세요. 자세한 것은 이하 홈페이지나 콜 센터에.

HP <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/otherlanguages.html>

Call center for foreigners

☎0570(20)0291 (English、中文、한국어、Español、Português)

マイナンバーコールセンター(内閣官房)

☎0570(20)0178

通話料がかかります ▶ 9月30日(水)まで = 午前9時30分~午後5時30分(土曜・日曜日、祝日を除く) ▶ 10月1日(木)から = 午前9時30分~午後8時(土曜・日曜日、祝日は午前9時30分~午後5時30分) [年末年始を除く]

☎0570(20)0291 (English、中文、한국어、Español、Português) 一部IP電話等でつながらない場合 ☎050(3816)9405

マイナンバー公式サイト(内閣官房) 検索